

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和5年12月28日に提起した処分庁によるひとり親家庭医療費助成制度受給資格停止決定処分についての審査請求について、これを棄却しようとする審査庁の裁決の内容は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 令和5年9月19日、審査請求人から処分庁に対し、ひとり親家庭医療証の更新を申請理由とした「ひとり親家庭医療証交付（更新）申請書」（以下「申請書」という。）が提出された。
- 2 令和5年10月20日、処分庁は審査請求人に対し、「「ひとり親家庭医療証」の資格停止通知書」を発送し、令和5年11月1日を資格停止日とする、ひとり親家庭医療証の資格停止処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和5年12月28日、審査請求人は、八尾市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において「令和5年10月24日に「ひとり親家庭医療証」の資格停止通知書を受け取ったが、不服であるため、この通り審査請求を行う」と審査請求の理由を述べ、また、審査請求の趣旨として「「受給資格が停止」の処分を取り消すことの決定を求める」と述べている。

2 処分庁の主張

(1) ひとり親家庭医療証の交付対象者

ひとり親家庭医療証の交付対象者について、八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年八尾市条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1項において、本市の区域内に居住地を有している者であって、国民健康保険や社会保険等の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者のうち、ひとり親家庭の父又は母（以下「ひとり親等」という。）及び児童等が該当すると規定している。また、条例第2条の2第1項において、条例第2条の規定にかかわらず、ひとり親等の前年の所得（各年の1月から9月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和55年八尾市規則第34号。以下「規則」という。）で定める額以上であるときには、対象者としめない旨規定している。

(2) 有効期限（助成対象期間）・更新申請

ひとり親家庭医療証の有効期限について、規則第10条第3項において、毎年10月31日又は条例第1条の2第1項に規定する18歳に達した日以後の最初の3月31日の前日と規定している。また、規則第11条第1項において、11月1日以後もなおその継続をしようとする場合には、申請書の提出が必要と規定されている。申請書が提出された場合、規則第11条第2項により、

条例第4条第2項の規定を準用し、上記(1)に記載のとおり、申請者が条例第2条第1項に該当するか、条例第2条の2第1項に該当しないか等、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、ひとり親家庭医療証を交付すると規定している。

(3) 所得制限額の詳細

ア 所得制限額

ひとり親等の所得制限額については、規則第5条第1項において、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）第2条の4第2項に定められた額を準用し、扶養親族等がないときは1,920,000円とし、扶養親族等があるときは、1,920,000円に当該扶養親族等一人につき380,000円を加算した額とする旨規定している。

参考 所得制限額の概要

扶養親族等の数	所得制限額	※扶養親族等が、所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族の場合には1人につき10万円を、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の場合には1人につき15万円を左記限度額に加算する。 ※扶養親族等が4人以上の場合には、1人につき38万円を加算した額となる。
0人	192万円未満	
1人	230万円未満	
2人	268万円未満	
3人	306万円未満	

イ 所得の範囲及び計算方法

所得の範囲及びその額の計算方法については、条例第2条の2第3項において、規則で定めると規定している。所得の範囲は、規則第6条において、前年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得に係る所得及び条例第2条第1項第1号に規定する父又は母がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（以下「養育費」という。）とする旨規定している。また、所得の計算方法については、規則第7条において、令第4条の規定を準用すると規定しており、令第4条第1項は、所得の額は総所得金額等合計額及び養育費の8割に相当する金額から80,000円を控除した額とした上で、同条第2項において、その他の控除（以下「諸控除」という。）の額について規定している。

参考 所得額の計算方法の概要

$\text{総所得金額等（年間収入金額－必要経費（給与所得控除額等））} + \text{養育費の8割} - 80,000\text{円} - \text{諸控除}$ $= \text{所得額}$

※諸控除の内容

障害者控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
勤労学生控除	270,000円

雑損控除	当該控除
医療費控除	当該控除
配偶者特別控除	当該控除
小規模企業共済等掛金控除	当該控除
寡婦控除（母は適用外）	270,000円
ひとり親控除（母又は父は適用外）	350,000円
公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等の控除	当該控除

(4) 総括

上記(1)から(3)までの規定に基づき、処分庁の担当職員が審査請求人の資格を審査したところ、審査請求人の令和4年中の扶養親族等は〇人であるため、所得制限額は〇〇〇円、令和4年中の所得額は総所得金額等〇〇〇円から80,000円を控除した〇〇〇円（養育費及び諸控除の額は〇〇〇円）であり、所得額が所得制限額を超えていることを確認した。

そのため、審査請求人は条例第2条の2第1項に該当し、令和5年11月1日以降はひとり親家庭医療費助成の対象者の要件を満たさないことから、処分庁は審査請求人に対して、本件処分を行ったものである。なお、ひとり親家庭医療費助成制度は、受給資格や所得など、その制度設計の多くの部分において、児童扶養手当制度を準用している。児童扶養手当において、所得制限を超えた受給者は資格喪失ではなく、資格停止扱いとしていることから、処分庁においては、ひとり親家庭医療費助成制度における所得超過者についても、権衡上の判断として、資格停止として取り扱っている。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されることが相当であると思料する。

2 理由

審理員意見書のとおり。

第5 審査庁が行おうとする裁決の内容

1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する。

2 理由

審理員意見書に記載のとおり、本件処分に違法又は不当な点が認められなかったため。

第6 審査会の判断の理由

1 本件に係る条例及び規則の規定について

(1) 用語の定義

条例第1条の2は、第1項で「「児童」とは、18歳未満の者及び18歳に達した日からその日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。」とし、同条第2項で「「ひとり親家庭」とは、(1)父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を解消した児童(2)父又は母が死亡した児童(3)父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童(4)父又は母の生死が明らかでない児童(5)その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもののいずれかに該当する児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、規則で定める程度の障害の状態にある場合を除く。）に養育されているときを除く。」と規定している。

(2) 対象者

条例第2条は、第1項で「この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住地を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。」と規定し、同項第1号で「ひとり親家庭の父又は母及び児童」と規定している。

(3) 所得基準

条例第2条の2は、第1項で「条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としなない。」と規定し、同項第1号で「ひとり親等の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。」と規定し、同条第3項で「第1項において計算される所得の範囲及びその額の計算方法については、規則で定める。」と規定している。

規則第5条は、第1項で「条例第2条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、令第2条の4第2項の表において、第1欄に定める区分に応じて同表の第2欄に定められた額を、準用する。」と規定している。

参考 令第2条の4第2項の表（第1欄及び第2欄）

第1欄	第2欄
児童扶養手当法第9条第1項に規定する扶養親族等及び児童がないとき	1,920,000円
児童扶養手当法第9条第1項に規定する扶養親族等又は児童があるとき	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1

	人につき100,000円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額)
--	---

規則第6条は、「条例第2条の2第3項に規定する規則で定める所得の範囲は、前年の所得のうち、地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金に係るものを除く。）及び条例第2条第1項第1号に規定する父又は母がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条において同じ。）に係る所得とする。」と規定している。

規則第7条は、「条例第2条の2第3項に規定する規則で定める所得の額の計算方法については、令第4条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「法第9条第1項及び第9条の2から第11条までに規定する所得の額」とあるのは「条例第2条の2第3項に規定する所得の額の計算方法」と、「その年の4月1日の属する年度」とあるのは「その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度」と読み替えるものとする。」と規定している。

2 本件処分に違法又は不当な点があったかについて

審査請求人は、処分庁が審査請求人の所得超過を理由に本件処分を行ったことを不服として審査請求をしていることから、処分庁が条例及び規則の規定により行ったとする審査請求人の所得の額及び審査請求人に適用される所得制限の額の計算に本件処分を取り消すべき違法又は不当な点があるかについて、審査会の意見を述べる。

(1) 認定事実

処分庁から提出された弁明書及び証拠書類並びに審理員の調査により、次の事実を認めることができる。なお、審査請求人は、当該弁明書に対する反論書を提出していない。

ア 審査請求人は、令和4年10月20日にも処分庁から審査請求人の所得超過を理由として令和4年11月1日を資格停止日とする、ひとり親家庭医療証の資格停止処分を受けていること、また、その処分を不服として審査請求を行ったが、その審査請求が棄却されていること（当該処分及び裁決の取消しを求めた抗告訴訟は提起されていないことから、当該処分は確定している。）。これにより、審査請求人は、医療証の交付を受けていないこと。ただし、審査請求人の子は、申請書及びひとり親家庭認定調書を確認すると○人で令和4年11月1日における年齢は○歳であることが認められるので、八尾市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年八尾市条例第19号）第3条の規定により子ども医療費助成の対象者（満18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者。ただし、所得制限はない。）として、処分庁から子ども医療費助成に係る医療証の交付を受けていること。

イ アの資格停止処分による資格停止期間は、規則第10条第3項の規定により医療証の有効期限と同じ令和5年10月31日までの1年間であること。

ウ 上記ア及びイにより処分庁は、審査請求人に対しては、申請書の提出の日（令和5年9月19日）において、医療証を交付していないこと。

エ 申請書には医療証の交付（更新）を申請しますと記載されていることから、審査請求人は、令和5年11月1日を有効期間の始期とする医療証の交付を求めて申請書を提出したこと。

オ 審査請求人からの医療証の交付を求める申請に対して、処分庁は、審査請求人の所得超過を理由に、医療証の交付を行わなかったこと。つまり、本件処分を行ったこと。

カ 審査請求人の条例第2条の2第1項第1号に規定する前年（令和4年分）の所得について条例第2条の2第3項において、同条第1項において計算される所得の範囲及びその額の計算方法については、規則で定めるとされている。そこで、規則第6条を確認すると、所得の範囲は、前年の所得のうち、地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得及び条例第2条第1項第1号に規定する父又は母がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得とすると規定されている。

また、規則第7条において、所得の額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第4条の規定を一部読み替えて準用するとされている。

そこで、処分庁から提出された審査請求人の令和4年分（令和5年度分の市民税・府民税）の所得が分かる資料を確認すると、審査請求人の総所得金額は、〇〇〇円（給与所得）であることが確認できる。そして、児童扶養手当法施行令第4条第1項の規定により給与所得については100,000円を控除するとされ、また同項の規定により所得の額は、当該控除後の額から更に80,000円を控除すると規定されている。

また、児童扶養手当法施行令第4条第2項の規定により、その額から一部の所得控除を適用することが認められているが、審査請求人に適用されている社会保険料控除、生命保険料控除及びひとり親控除といった所得控除については、その適用が認められていない。なお、適用が認められる所得控除の種類及び控除額は前記第3の2の(3)のイに記載する「諸控除の内容」に記載のとおりである。

よって、審査請求人に係る令和4年分（令和5年度分の市民税・府民税）に係る所得の額は、 $〇〇〇円 - 100,000円 - 80,000円 = 〇〇〇円$ となる。

キ 所得制限の額について

条例第2条の2第1項第1号において、ひとり親等の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額（所得制限の額）以上であるときは対象者とし、旨を規定している。また、規則第5条第1項において、条例第2条の2第1項第1号に規定する規則で定める額（所得制限の額）は、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表において、第1欄に定める区分に応じて同表の第2欄に定められた額を準用すると規定している。なお、審査請求人から提出された申請書及びひとり親家庭認定調書を確認すると、審査請求人は、児童の母親であることが認められるので、条例第1条の2第3項の規定により、規則第5条第1項に規定する養育者には当たらない。

児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表を確認すると、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）又は当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの児童があるときは、所得制限の額は、1,920,000円に当該扶養

親族等又は当該児童 1 人につき 380,000 円を加算した額とする旨規定されている。

この点について、審査請求人から提出された申請書及びひとり親家庭認定調書を確認すると、同一生計配偶者はなく、また扶養親族等でない児童で審査請求人が前年（令和 4 年）の 12 月 31 日において生計を維持したものの児童もなく、扶養親族は、審査請求人の子〇人（令和 5 年 11 月 1 日において年齢は〇歳）であることが認められるため、審査請求人に適用される所得制限の額は、1,920,000 円に〇〇〇円を加算した〇〇〇円となる。

(2) 判断

ひとり親家庭に対する医療費の助成は、条例第 2 条第 1 項第 1 号に該当するひとり親家庭の父又は母及び児童であって同条第 2 項各号に該当しない者であっても、条例第 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により計算される審査請求人の所得の額が所得制限の額以上であるときは、医療費の助成を受けることはできない。

この点、審査請求人の所得の額は、上記(1)カの認定事実のとおり、〇〇〇円であるところ、審査請求人に適用される所得制限の額は、上記(1)キの認定事実のとおり〇〇〇円であることから、審査請求人の所得の額は、所得制限の額以上であることが認められる。よって、条例第 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、審査請求人は、ひとり親家庭医療費助成の対象者とならないので、処分庁が審査請求人の所得超過を理由として行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、ひとり親家庭医療証の資格停止通知書による資格停止処分の取消しを求める審査請求人の主張には理由がない。

第 7 当審査会における調査審議の経過

年 月 日	調査審議の内容
令和 6 年 6 月 11 日	諮問書の受理
令和 6 年 7 月 8 日	審査
令和 6 年 8 月 28 日	審査・答申

第 8 当審査会の委員構成

役 職	氏 名	備 考
会 長	石 田 榮仁郎	大学名誉教授 弁護士
職務代理者	上 崎 哉	大学教授
	村 岡 悠 子	弁護士

八尾市行政不服審査会

会長 石 田 榮仁郎

委員 上 崎 哉

委員 村 岡 悠 子